「道路メンテナンス会議」による地方公共団体の取組に対する体制支援

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置

等

体制

- •地方整備局(直轄事務所)
- •地方公共団体(都道府県、市町村)
- ·高速道路会社(NEXCO·首都高速· 阪神高速·本四高速·指定都市高速等)
- •道路公社

役割

- 1. 研修・基準類の説明会等の調整
- 2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に 該当する路線の選定・確認
- 3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
- 4. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
- 5. 技術的な相談対応



会議状況 (平成26年5月28日 宮崎県メンテナンス会議)